申告フローチャート

今年１月１日現在、
三豊市に住んでいましたか

はい → どのような収入がありましたか

いいえ → 今年１月１日に住んでいた市町村にお問い合わせください

どのような収入がありましたか

- 収入なし、または非課税収入のみ（遺族年金・障害年金・失業給付金など） → **住民税申告**
- 主に公的年金
  - 公的年金収入のみで400万円以下 → **原則、申告不要** ※源泉徴収された所得税が、確定申告をすることにより、還付される場合があります
  - 公的年金収入が400万円以下で、次に該当する場合 ①公的年金以外の所得（個人年金など）が20万円以下 ②医療費、生命保険料など控除の追加がある → **住民税申告** ※源泉徴収された所得税が、確定申告をすることにより、還付される場合があります
  - ・公的年金収入が400万円以上 ・公的年金以外の所得（個人年金など）が20万円以上 → **確定申告**
- 主に給与
  - 給与が1か所のみで、年末調整が済んでいる → **申告不要**
  - 給与以外の所得が20万円以下 → **住民税申告**
  - ・年末調整の内容に変更がある ・医療費、生命保険料など控除の追加がある ・新規に住宅借入金等特別控除を受ける ・年末調整が済んでいない ・給与収入が2,000万円を超える ・給与以外の所得が20万円以上 ・給与が2か所以上で、年末調整をしていない給与収入額とその他の所得の合計額が20万円以上 → **確定申告**
- ・事業所得（農業、営業など） ・不動産所得 ・雑所得 ・一時所得 ・配当所得（総合課税） ・総合譲渡所得
  - 所得金額より控除額が多い（所得税が課税されない） → **住民税申告**
  - 所得金額より控除額が少ない（所得税が課税される） → **確定申告**